

令和6年能登半島地震で被災されたみなさまへ糸魚川市からのお知らせ

令和6年4月26日現在 ver6.0

令和6年能登半島地震で被災された皆さんに心からお見舞を申し上げます。市では皆さまの一日も早い生活の再建を支援するため、各種支援制度を行っています。

地震に関する各種相談も承っておりますので、市役所地震相談窓口へお問い合わせください。



糸魚川市ホームページ

調査・証明

住宅が被害を受けた

家屋の被害調査等

3ページへ

支援などの申込みのため
証明書を発行してほしい

罹災（りさい）証明書の申請

3ページへ

住宅の確保・再建のための支援

住宅を応急的に直したい

【終了】住宅応急修理制度（ブルーシート等での養生）

4ページへ

【準半壊以上】住宅応急修理制度

4～5ページへ

【準半壊以上】

被災住宅等修繕支援事業補助金

6ページへ

住宅、宅地を補修したい

住宅・店舗リフォーム補助金

7ページへ

造成ブロック等の復旧に要する経費の一部助成

8～9ページへ

被災住宅等復旧支援事業補助金（利子補給）

9ページへ

住宅を建替、購入したい

【半壊以上】被災住宅解体撤去事業

10ページへ

住宅、ブロック塀を取り壊したい

木造住宅除却支援補助金

10ページへ

4月26日　期間、期限の変更

ブロック塀（塀垣）等除却補助制度

11～12ページへ

公共料金等の支援

漏水による水道料金等を減額してほしい



水道・下水道料金等の減額

12ページへ

中小企業・小規模事業者・農林水産業者への支援

商工関係、農林水産業について相談したい



中小企業・小規模事業者・農林水産業者への支援、雇用対策
13~15ページへ

災害ごみ（災害廃棄物）の処分

屋根瓦や災害ごみを処分したい



【終了】災害によって発生したごみの処理方法、処理費用の減免
16~17ページへ

生活再建の支援

生活資金の借り入れ
災害ごみの運搬等ができない



生活資金の貸付、災害援護資金の貸付
18~19ページへ

災害により納税が困難である



税の減免措置等
20 ページへ

調査・証明

■ 住家の被害認定調査 【市担当：市民課】

被害認定調査は、罹災証明書（住家の被害程度を証明する書類）の発行のための調査となります。

既に市に住宅等の被害（屋根の損傷等）について電話等でご連絡いただいた方については、1月5日から順次、被害認定調査を実施しています。

上記以外で罹災証明書が必要な場合は、下記の罹災証明書の申請をしてください。申請受付後に順次、被害認定調査を行います。

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していること）のために使用している建物のことをいいます。

※被害認定調査が終了した住家については、調査済証をお渡ししますのでご確認ください。お留守の場合は、調査済証を郵便受けに入れさせていただきます。

■ 罷災（りさい）証明書の申請 【市担当：市民課】

罹災証明書とは、自然災害による住家の被害程度等の内容を証明する書類で、保険金等の請求手続に必要となる場合があります。

(1) 申請日時

午前8時30分から午後5時まで

(2) 申請場所

- ・市民課4番窓口
- ・能生事務所
- ・青海事務所

(3) 申請できる人

- ・家屋が被災した世帯の人
- ・被災した家屋の所有者

(4) 申請に必要なもの

- ・マイナンバーカードや運転免許証等の本人確認ができるもの
- ・委任状（申請できる人以外が窓口に来る場合）
- ・損害があったことのわかる写真（住宅以外でブロック塀等が損害した場合）

※様式等は市ホームページからダウンロードしてください。



住宅の確保のための支援

■ 住宅の被害の拡大を防止するためのブルーシート等の応急処置【終了】

【市担当：環境生活課】

地震により屋根等に被害を受けた住家へのブルーシート等による応急措置を自分で行うことが困難な方で、業者による実施を希望される方は、直接、業者に依頼してください。展張費の一部（上限 5 万円）を支援します。

今回の支援の対象は、ブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修のみであり、点検や本復旧は含まれません。

《手続きの詳細は以下のとおりです。》

- 1 申込者（ご本人）は、申込書に必要事項を記入の上、施工業者へ提出する。（申込書は、施工業者又は市ホームページ、市役所窓口（能生、青海事務所含む。）で入手してください。）
- 2 施工業者は、見積書等を作成。申込者（ご本人）は、見積額を確認。
※このとき、見積額が、5万円以下の場合は、申込者（ご本人）の負担はありません。
※5万円を超えた部分については、申込者（ご本人）が施工業者へ支払いをしてください。
- 3 申込者又は施工業者が、(1)申込書 (2)見積書 (3)完了報告書（施工前後の写真添付）を市に提出
- 4 施工業者が、請求書を市に提出
- 5 市から施工業者へ、工事費用を支払い

■ 罹災証明で準半壊以上の判定を受けた住宅の応急復旧制度

【市担当：都市政策課】

令和6年能登半島地震で被災した住宅のうち、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」した世帯を対象に、糸魚川市が業者に依頼して、日常生活に不可欠な部分の応急的な修理を行う制度です。

【申込にあたっての注意事項】

- 修理前の被災状況が分かる写真が必要となりますので、必ず写真を撮影しておいてください。
(カメラがない場合はスマートフォンで構いません。)
- 修理費用を市が業者に直接支払う制度です。
修理費用を業者に支払ってしまうと、この制度は利用できなくなるため注意が必要です。
既に修理業者に発注している場合は、都市政策課へご相談ください。

(1) 対象世帯

次の要件をすべて満たす方（世帯）

- ① 糸魚川市内にお住まいの方
- ② 市が発行する罹災（被災）証明書により、住宅の被害が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」と判断された世帯
- ③ 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること

(2) 応急修理の対象工事

- ① 屋根の補修、柱の家起こし、破損した柱梁等の構造部材の取替、基礎の補修
 - ② 建具（ガラス、玄関扉など）、給排気設備の取替、上下水道配管の補修、電気・ガス・電話等の配管・配線の補修（エアコンなどの家電製品は対象外）、便器、浴槽等の衛生設備の取替など
- （注）具体的な工事例や対象範囲については、都市政策課にご相談ください。

(3) 費用の限度額（支援額）

住家被害	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊
支援額 (費用限度額)	国制度	70万6千円	70万6千円	70万6千円
	県制度	100万円	50万円	50万円
	市制度	100万円	50万円	50万円
	計	270万6千円	170万6千円	170万6千円
				94万3千円

（注1）限度額を超える費用、対象外の工事部分の費用は自己負担となります。

（注2）国制度は、自らの資力では応急修理ができない世帯が対象となります。（大規模半壊を除く）

(4) 申込期限

令和6年6月28日（金）

(5) 完了期限

令和6年12月31日（火）

（注）復旧工事の工法等により、やむを得ず期限に間に合わないことが見込まれる場合はご相談ください。

(6) 申込方法

応急修理申込書に必要書類を添付し、都市政策課までご提出ください。

(7) 申請様式等

糸魚川市ホームページでダウンロードしてください。



■ 【準半壊以上】被災住宅等修繕支援事業補助金

【市担当：都市政策課】

(1) 対象世帯

次の要件をすべて満たす方（世帯）

- ・補助金の交付申請時において、本市に住所を有していること。
- ・被災住宅等を所有し、又は被災住宅等に居住していること。
- ・市税等を滞納していないこと。

(2) 対象物

次のいずれかの対象物

- ・市の能登半島地震に係る罹災証明を受け、その判定結果が準半壊以上である住宅（店舗兼用住宅を含む。）
- ・その住宅と同一敷地内にある倉庫、車庫など

(3) 補助対象工事

対象物の補修工事に要する費用

※国、地方公共団体その他の団体から補助を受けているものは除きます。

（注）具体的な工事例や対象範囲については、都市政策課にご相談ください。

(4) 補助率、限度額（支援額）

補助対象経費 × 1/4（千円未満切捨） 上限 50 万円

(5) 申込期限

令和6年6月28日（金）

(6) 完了期限

令和6年12月31日（火）

（注）復旧工事の工法等により、やむを得ず期限に間に合わないことが見込まれる場合はご相談ください。

(7) 申込方法

申請書に必要書類を添付し、都市政策課までご提出ください。

(8) 申請様式等

糸魚川市ホームページでダウンロードしてください。



■ 住宅・店舗リフォーム補助金

【市担当：建設課】

物価高騰対策と生活応援を目的としたリフォーム事業で、地震等で一部損壊した住宅の補修等にもご利用いただけます。

【期間等】

- ・受付期間 令和6年4月1日（月）から7月1日（月）まで
- ・交付決定通知予定日 令和6年7月16日（火）
- ・実績報告期限 令和6年12月27日（金）
- ・工事期限 交付決定後から令和6年12月27日（金）まで

※能登半島地震で一部損壊した住宅等の補修については、「交付申請書兼同意書」内で事前着手の申出をすることで、交付申請前又は交付決定前の工事着手も可能です。

(1) 補助対象者

【住宅リフォーム工事】

- ・市内に住民登録があり、居住している方

【店舗リフォーム工事】

- ・市内に住所又は主たる事業所を有する中小企業者のうち、店舗を使用して小売業、飲食サービス業、宿泊業、生活関連サービス業又は娯楽業を営む方

(2) 補助対象建築物

【住宅リフォーム工事】

- ・市内の建築物で居住用のもの（分譲型マンションで居住者の所有箇所を含む。）

＜対象とならないもの＞

- ・賃貸契約を結んでいる住宅（アパート、マンション、借家等）
- ・居住者のない住宅（空き家、別荘等）

【店舗リフォーム工事】

- ・糸魚川市内にあり、顧客との対面による事業（販売・サービスの提供等）の用に供するため、中小企業者が所有・賃借している建築物

(3) 補助対象工事

- ・住宅等の改修、修繕、店舗の改装で10万円以上の経費がかかる工事（R6能登半島地震による被災家屋の修繕も含む。）
- ・ただし、罹災証明で準半壊以上の判定を受けた住宅は対象外。

※住宅応急修理制度、被災住宅等修繕支援事業補助金をご利用ください。

(4) 補助金額

補助対象工事に係る経費×1／4 ※上限10万円

(5) 申込方法

申請書に必要書類を添付し、建設課までご提出ください。

■ 造成ブロック等の復旧に要する経費の一部助成（被災住宅敷地復旧補助金）

【市担当：建設課】

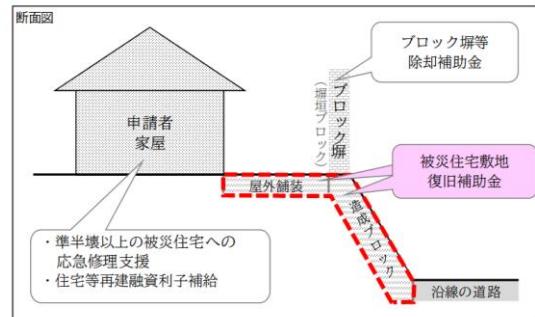
【受付期間】

令和6年1月17日（水）から6月28日（金）までの土曜、日曜、祝日を除いた日

【工事期間】

交付決定後から令和6年12月31日（火）まで

※「交付申請書兼同意書」内で事前着手の申出をすることで、交付申請又は交付決定前の工事着手も可能です。



(1) 補助対象者

次の条件を全て満たす方

① 住宅敷地の所有者、又は管理者で、復旧工事を行う者

- 住宅敷地とは・・・居住の用に供する建築物の土地

※借地の場合、敷地の所有者から同意を得て、居住者が行う復旧工事を含む。

② 申請時において、市税等の滞納が無い方

(2) 補助対象物

次の条件を全て満たすもの

① 地震により破損した住宅敷地内の造成ブロック及び屋外舗装

- 造成ブロックとは・・・住宅敷地を形成する擁壁、石積み 等

- 屋外舗装とは・・・コンクリート、アスファルト、インターロッキングブロック 等

② 市が現地の被災状況を確認し、必要と判断した住宅敷地であること。

＜対象とならないもの＞

- ・ 事業目的に供されている土地
- ・ 貸貸契約を結んでいる住宅（アパート、マンション、借家）の敷地

(3) 補助対象工事

次の条件を全て満たすもの

① 補助対象物の補修及び補強に関する工事であること。

② 市内に本店、又は支店を有する施工業者にて工事を行うこと。（個人事業主を含む）

③ 復旧工事にかかる補助対象事業費が、10万円（税込）以上のもの。

④ 補助金交付決定後に着手する工事であること。

※「交付申請書兼同意書」内で事前着手の申出をすることで、交付申請又は交付決定前の工事着手も可能です。（能登半島地震発生後に工事着手したもの）

⑤ 令和6年12月31日（火）までに工事完了できる予定のもの。

＜対象とならないもの＞

- ・ 見積り、設計にかかる費用
- ・ 申請者が自ら行う工事にかかる費用

(4) 補助金額

補助対象事業費（税込10万円以上）×1/2（千円未満切捨） ※上限額30万円
※補助金の交付回数は、同一の住宅敷地において1回を限度とする。

(5) 申込方法

申請書に必要事項を記載し、必要書類を添付のうえ、建設課に提出してください。

申請様式や内容の詳細は糸魚川市ホームページで確認ください。



■ 被災住宅等復旧支援事業補助金（利子補給）

【市担当：都市政策課】

【申請期間】 令和6年3月18日から令和6年12月31日まで

(1) 補助対象者

次の全てに該当する方

- ・市から、令和6年能登半島地震に係る罹災証明を受けた方または応急危険度調査で危険（赤）もしくは要注意（黄）の判定を受けた方（被災時に同一世帯の方を含む）
- ・市内に住所を有する方
- ・令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に、住宅再建資金の融資（住宅再建支援機構にあっては災害復興住宅融資）を受けた方
- ・市税を滞納していない方

(2) 対象金融機関

市内に店舗を有する金融機関または住宅金融支援機構

(3) 補助金額

ア 対象借り限度額

- 住宅の建設・購入 1件あたり 1,500万円まで
- 住宅の補修 1件あたり 750万円まで

イ 補助金額 利率1%までを上限として、金融機関等に支払う利子相当額

ウ 補助期間 5年以内

エ 補助方法 5年分を一括補助

(4) 申込方法

申請書に必要書類を添付し、商工観光課までご提出ください。

■ 【半壊以上】被災住宅解体撤去事業

【環境生活課 清掃センター】

(1) 補助対象

罹災証明において、「半壊以上」の住宅等の所有者（塀、擁壁等は対象外）。

(2) 補助内容

罹災証明において、半壊以上の住宅の解体、撤去にかかる経費

(3) その他

制度の詳細については、お問い合わせください。

■ 木造住宅除却支援補助金

【市担当：都市政策課】

【申請期間】 令和6年4月1日から令和6年12月27日まで

(1) 補助対象者

- ・現在、居住している旧耐震基準の木造住宅を除却し、耐震性のある住宅への建て替え又は住み替えを行う者
- ・市内に居住している者で、継続して市内に居住する者
- ・市税を滞納していない方

※旧耐震基準とは … 昭和56年5月31日以前に着工された建物の基準

(2) 補助対象住宅

- ・市内に所在する旧耐震基準の木造住宅で、一戸建てであること。
- ・次のいずれかに該当すること。
 - ア 耐震診断の結果、総合評点が1.0未満であると診断された住宅
 - イ 簡易耐震診断の結果、評点の合計が7点以下の住宅

(補助対象の例)

- ・対象住宅を除却し、同じ敷地又は別の敷地で建て替える場合【対象】
- ・耐震性のある住宅、アパート、借家、老人ホーム等へ住み替える場合【対象】
- ・市外へ転出する場合【対象外】
- ・空き家を除却し、建て替え又は住み替えを行う場合【対象外】

(3) 補助金額

除却工事費の1／3 上限30万円

(ただし、居住誘導区域内に居住を予定する者は、上限45万円)

(4) 申込方法

申請書に必要書類を添付し、都市政策課までご提出ください。

■ ブロック塀(堀垣ブロック)等除去補助制度

令和6年4月26日更新

【担当課 都市政策課】

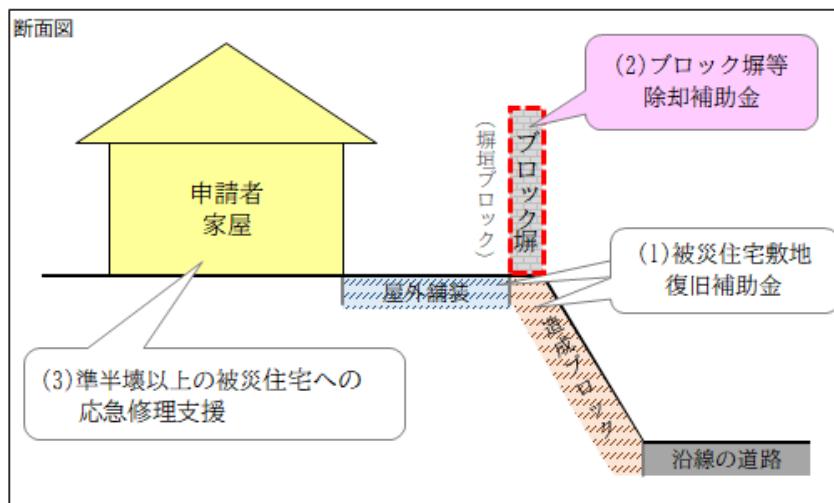
ブロック塀の一部損壊などが多くみられていることから、ブロック塀の除却補助を緊急的に追加実施します。通年実施している制度において、補助対象とすることが難しい一部損壊のブロック塀等について認めることとしています。ただし、全壊したブロック塀等は対象となりません。

(1) 受付、工事期間

①受付期間 令和6年1月17日(水)から令和6年12月27日(金)までの間

②工事期限 令和7年3月31日(月)まで

③受付場所 糸魚川市役所3階 都市政策課 都市計画係



(2) 制度概要

① 対象者 次の全てを満たす個人または法人

- ・ブロック塀を所有または管理する方
- ・市税等に滞納がない方
- ・工事期限までに工事を完了し、実績報告書を提出できる方

② 対象物

市内にあるコンクリートブロック・コンクリートパネル・石材・レンガ等でできた、高さ1メートル以上の塀や門柱

※R6.1.1 能登半島地震で損壊した高さ1メートル以下の部分がある塀も対象

③ 対象工事 次の全てを満たすこと

- ・道路、通学路、公園、その他公共の用に供する施設に面するブロック塀を全て除却または地面からの高さ1メートル未満にする工事であること。
- ・市内に本支店を置く業者が施工すること。

④ 補助額

除却費用の2分の1（上限10万円、千円未満切り捨て）

(3) 申請に必要な書類等

次の申請書等に必要事項を記載し、必要書類を添付のうえ、都市政策課に提出してください。

① 補助申請時

○補助金申請書（様式第1号）に次の書類を添付してください。

- ・工事費用の見積書の写し（構造、延長、高さ等の記載のあるもの）
- ・施工予定箇所の写真（ブロック塀の全景および高さがわかるもの）
- ・施工予定箇所の位置図

②工事完了時

実績報告書（様式第6号）に次の書類を添付してください。

- ・施工箇所の竣工写真
- ・工事費用の領収書の写し

※申請に必要な書類については、糸魚川市ホームページからダウンロードして提出してください。



公共料金等の支援

■ 水道・下水道料金等の減額

【市担当：ガス水道局 お客様係（電話 025-552-1540）】

地震により水道施設に被害を受け、大量に漏水が発生した場合は、水道料金及び下水道使用料等を減額できる場合がありますので、お問い合わせください。

中小企業・小規模事業者・農林水産業者への支援、雇用対策

■ 中小企業・小規模事業者向け企業支援制度 【市担当：商工観光課】

令和6年能登半島地震により糸魚川市に災害救助法が適用されたことを踏まえ、被災した中小企業・小規模事業者の資金繰り支援が行われます。

(1) 特別相談窓口の設置

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会で特別相談窓口が設置されています。

(2) 災害復旧貸付の実施

被災した中小企業・小規模事業者を対象に、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付を実施します。詳しくは下記を参照ください。

○日本政策金融公庫ホームページ



○商工組合中央金庫ホームページ



○新潟県信用保証協会ホームページ（相談窓口のみ）



また、県も、地震の影響により資金繰りの悪化が懸念される中小企業者等に対し、資金相談を受け付けており、県制度融資において、セーフティーネット資金等の利用が可能です。

○県の資金相談についてはこちら



(3) 各種補助制度等

①小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）

事業の再建に向けた経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援します。詳しくは下記を参照ください。

○糸魚川市ホームページ⇒



②なりわい再建支援補助金

中小企業等の復旧・復興を推進するため、工場・店舗などの施設や生産機械などの設備の復旧に係る経費を補助します。詳しくは下記をご参照ください。

○新潟県ホームページ⇒



(4) 被災中小企業者二重債務対策利子軽減事業

新型感染症、物価高騰関連県制度融資の債務がある中小企業者が、令和6年能登半島地震により被災し、新たに災害関連県制度融資の借入を余儀なくされた場合の利子相当額を支援します。詳しくは下記をご参照ください。

○新潟県ホームページ⇒



(5) 雇用対策

- ハローワーク糸魚川内に「特別労働相談窓口」を開設しています。詳しくは下記をご参照ください。



■ 農林水産業者向け支援制度 【市担当：農林水産課】

令和6年能登半島地震により被災した農林水産業者を対象に、経営継続のための支援が行われます。

(1) 特別相談窓口の設置

- 新潟県、日本政策金融公庫、東日本信用漁業協同組合連合会、ひすい農業協同組合で特別相談窓口が設置されています。詳しくは下記をご参照ください。

(2) 災害復旧貸付の実施

日本政策金融公庫、東日本信用漁業協同組合連合会では、被災された施設復旧、経営再建、運転資金の融資を実施します。詳しくは下記をご参照ください。

○新潟県（相談窓口のみ）

農業関係…新潟県糸魚川地域振興局 農林振興部（農業普及指導センター） 電話 025-553-1904

林業関係…新潟県糸魚川地域振興局 農林振興部 林業振興課 電話 025-553-1947

水産業関係…新潟県農林振興部 水産課 電話 025-280-5311

○日本政策金融公庫ホームページ（相談窓口・融資）



○東日本信用漁業協同組合連合会ホームページ（相談窓口・融資）



○ひすい農業協同組合ホームページ（相談窓口のみ）



災害ごみ（災害廃棄物）の処分

■ 令和6年能登半島地震に関する災害ごみ（災害廃棄物）の処分方法 【終了】

【市担当：環境生活課 清掃センター】

【お知らせ】

地震により発生した災害ごみの受入れは終了しました。今後、地震により発生したと思われる家庭系の災害ごみについては、下記のとおり処分をお願いします。

○ ガラス陶磁器類の場合

ごみ分別一覧表を確認のうえ、ごみ集積所や清掃センター等に出してください。

○ 屋根瓦、ブロックの場合

市で処分できないごみのため、処分できる業者に依頼してください。（費用は個人負担です。）

※店舗（店舗併用住宅は除く）、会社、工場等の事業活動に供される建物から発生した災害ごみは、対象外です。

地震により、被害にあわれた一般家庭及び事業所（店舗など）から出る災害ごみのうち、ガラス・陶磁器類、屋根瓦、コンクリートブロックの処分方法についてお知らせします。

【お知らせ】

被災認定調査を受け、罹災証明書が発行された方は、搬出先に証明書の提示をお願いします。

(1) 受入期間・時間

・令和6年1月8日から1月19日 午前8時30分～午後4時30分

※ただし、13日、14日は除きます。

(2) 災害ごみの出し方

【お願い】

下記の災害ごみを種類ごとに分別して、お持ち込みください。

・ガラス・陶磁器類（グラス、びん類、鉢など） → 破れにくい厚手の袋に入れて出してください。

・屋根瓦（屋根から落ちたもの） → 破れにくい厚手の袋に入れるか、重ねて縛って出してください。
土などの汚れがついている場合は、できるだけ除いてください。

・ブロック（崩れ落ちたもの） → 土などの汚れがついている場合は、できるだけ除いてください。

※処分に係る費用は無料です。

※持込の際には、受付をし、内容物の確認をします。

※市外からの災害ごみや日常生活で発生した家庭ごみは対象になりません。

(3) 持ち込み先

- ・株式会社大月
糸魚川市大字平牛 1049 番地 1 電話 025-552-8160
- ・株式会社ツカダ運輸
糸魚川市大字桂 278 番地 電話 025-566-5105
- ・山本製材所株式会社
糸魚川大字田海 118 番地 電話 025-562-2230

(4) 持込方法

- ・自己搬入になります。
- ・自己搬入ができない場合は、市から許可を受けた業者に依頼してください。
(注意：運搬費は、自己負担となります。)

※市から許可を受けた業者は、「令和2年4月改訂保存版ごみの分別ガイドブック」10ページでご確認いただくか、環境生活課までお問い合わせください。

(5) 災害ごみにならないもの

- ・災害ごみとは無関係な便乗ごみ、市外で発生したごみ、産業廃棄物
- ・補修を請け負った業者の事業活動で発生したごみ

(6) その他

上記以外のごみについては、ごみ分別一覧表を確認のうえ、分別して集積所に出してください。
清掃センターへ持ち込みできる災害ごみについては、減免が可能です。
下記のコードでご覧ください。



生活再建の支援

1. 生活資金の貸付

(1) 災害援護資金の貸付

【市担当：福祉事務所】

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直しに必要な資金を貸し付けします。
詳しくはお問い合わせください。

- ・対象 住宅が半壊以上、もしくは世帯主が負傷されたり、家財に大きな被害を受けた世帯で被災当時、糸魚川市に住所を有していた世帯
- ・貸付限度額 150万円～350万円
- ・据置期間 3年（特別の事情がある場合は5年）
- ・償還期間 10年（据置期間を含む）
- ・貸付利子 保証人有：無利子 保証人無：年1パーセント
- ・申請期限 令和6年4月30日

※利用にあたっては所得の制限があります

(2) 生活資金（緊急小口資金）の貸付

【市担当：福祉事務所（市社会福祉協議会）】

地震による被害を受けたことにより、当座の生活費が必要な場合に資金を貸し付けします。

- ・貸付限度額 10万円以内
- ・据置期間 1年以内
- ・償還期間 24か月以内
- ・貸付利子 無利子

◆問い合わせ先 糸魚川市社会福祉協議会 電話：025-552-7700（受付時間／8:30～17:15）

2. 被災者生活再建支援金の支給

【市担当：福祉事務所】

被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給に準じて、被災後における当面の生活資金（基礎支援金）や住宅再建等に必要な資金（加算支援金）を支給します。

・支給額

区分	世帯	基礎支援金 (万円)	加算支援金（万円）		
			建設・購入	補修	賃借
全壊	2人以上	200	200	100	50
	単身	150	150	75	37.5
大規模半壊	2人以上	100	200	100	50
	単身	75	150	75	37.5
中規模半壊	2人以上	50	100	50	25
	単身	37.5	75	37.5	18.75
半壊	2人以上	50			
	単身	37.5			

・手続き

所定の申請書を以下の期限までに、ご提出ください。

基礎支援金：令和7年1月31日まで

加算支援金：令和9年2月1日まで

※対象になると思われる方には、令和6年第1回市議会定例会における関連予算議決後にご案内します。

3. 自然災害見舞金の支給

【市担当：福祉事務所】

地震により被害を受けた家屋(当該家屋に居住する方が所有するものに限ります。)に居住する世帯主に対し、見舞金を支給します。

・支給額

【全壊】 10万円 【大規模半壊・中規模半壊・半壊】 5万円

・手続き

市から連絡の上、持参・振込等により支給します。

※対象になると思われる方には、令和6年第1回市議会定例会における関連予算議決後にご案内します。

4. 医療・介護に係る利用料負担の軽減

【市担当：(国保・後期) 健康増進課(介護) 福祉事務所】

医療機関を受診したり、介護サービスを利用したりする際に、窓口(施設等)で支払う自己負担分について、支払いが猶予・免除されます。(令和6年9月末までの受診又はサービス利用)

・対象者

- ① 住宅が全壊、半壊又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負わされた方
- ③ " の行方が不明である方
- ④ " が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ " が失職し、現在収入がない方

・手続き

所定の申請書を受診又はサービス利用した後、早めにご提出ください。

※対象になると思われる方には、後日、ご案内します。

5. 後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

【市担当：(後期) 健康増進課、(介護) 福祉事務所】

地震により受けた損害が一定割合以上である場合に、後期高齢者医療保険料・介護保険料が減免されます。

・対象者

被保険者が居住する住宅が全壊・半壊等の損害を受けた方、同一世帯に属する世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる方等

・手続き

該当すると思われる方は、お問い合わせください。

■ 税の減免措置等

【市担当：市民課】

地震により財産に被害を受けた方々に対し、市税（市・県民税、固定資産税、国民健康保険税）の「徴収猶予」「減免」の制度を設けています。

（1）「徴収猶予」制度【担当：納税係】

徴収猶予は、地震により財産に被害を受け、納期限内に市税を納めることが困難な方に対し、申請によって納付を最大1年間猶予する制度です。減額や免除ではありません。

（2）「減免」制度【担当：市民税係、固定資産税係】

市・県民税は、被害の程度によりそれぞれ一定の割合で減免します。

固定資産税、国民健康保険税は、居住する住宅が半壊以上の被害を受けた場合、一定の割合で減免します（所得等の要件はありません）。

■安心メールやSNSによる情報発信

○最新の情報は安心メールや市ホームページで配信しています。

○安心メールは以下の（安心メール登録用）からアクセスし、空メールを送信してください。

※安心メールと市公式LINEは、欲しい情報のカテゴリを登録すると、希望する情報のみを受け取ることができます。



(安心メール紹介)



(安心メール登録用)



(市公式LINE)

問い合わせ先

糸魚川市役所 025-552-1511